

質保証システム部会（第9・10回）におけるオンライン授業に関する主な意見

第10回の意見

（検討の視点）

- オンライン授業の効果も一定程度明らかになってきている。ただ、学生同士が対面で接する機会が重要だということで、対面とオンラインをどう組み合わせていくかというのが今後の課題かと思われる。今の設置基準上は60単位まで遠隔教育が可能だが、残り64単位に関しても、面接授業のうち半分未満は遠隔教育を取り入れられるのであれば、4分の3近くの授業で、遠隔教育を用いることも可能であり、通信制とほぼ変わらないような状況にもできる。この単位設定をこれ以上むやみに大きくする必要はないのではないか。
- オンライン型の大学と通学型・キャンパス型の大学におけるICT技術の活用の問題を分けて考える必要がある。特にキャンパス型の場合は、オンライン型大学のように全てオンラインでやればよい訳ではない。今回のコロナでも、学生は友人や教員・職員との交流といったキャンパスライフがなく不満に感じる場所が多かった。通学型・キャンパス型におけるハイブリッド、ハイフレックス型の授業を今後どう充実させていくかが問題となる。そのほか、社会人や留学生を対象としたオンラインを導入した授業・教育の在り方など、問題点を分けて議論する必要がある。
- 対面授業は、各大学において設置認可審査のように、シラバスをもとに、各科目、各学部、研究科で審査や認可をしている。その後、授業が走り始めると、認証評価のように、学生による授業評価等々が行われる。この両方を合わせて質が保証されている。これであれば、こういう基準・方法を踏まえてオンライン授業の質保証を考えればよい。もしこの質保証、対面授業の現在の質保証が怪しいのであれば、対面授業の質保証も併せて考える必要がある。一方で、通信制の大学ではオンライン授業の質は保証されているはずであり、ここも確立されているはず。様々な授業形態のミックスを包括できる授業の質保証の仕組みは、これまでの知見をブレンドすることで対応できるのではないか。オンライン教育・オンライン授業だけに合わせて質保証を考えるのは不自然ではないか。
- コロナ禍を学修者本位の教育に転換していくための契機として捉え、新たな教育の在り方を議論していきたい。それがないと、国際競争で取り残されていくのではないか。

（オンラインを活用する意義・効果）

- 大学でオンライン教育を実施する目的を確認すべき。 コロナ禍への対応というだけでなく、これからのDX社会に対応するためにも、デジタルを使ったオンラインの教育は、これまで実現できてこなかった時間と場所に制約されない新しい教育、個別最適化された教育の実現を目指すものだとまず確認すべき。それによって、国内外の大学とのジョ

イント・ディグリーや、社会人がより学びやすい環境でのリカレント教育、もしくは新しい留学プログラムの策定なども可能になる。

- コロナ禍で行われたオンライン授業の多くは今まで対面で行っていた授業を同じ教員がオンラインで代替したもので、違いがあれども、誤差程度のものでしかないかもしれない。オンラインでやるからには物理的な距離は関係なく、例えば海外の大学や距離の離れた大学と一緒に授業を行うことができるような設置基準に変えていくことが必要。共同で授業を開講する上で設置基準上、大学が自分で授業を開講するという事になっていく点をどうクリアするのか、授業や成績の質保証をどういう仕組みでやっていくのかなども併せて考え、オンラインだからこそその質の高い授業を実現するよう、現状ある障害を除いていく議論をするべき。
- 個別最適化や学修者主体の教育を実現する上で、オンライン教育はかなり効果を発揮すると思う。学生の多様なキャリア形成にも資する。そういったこともオンライン教育の可能性として議論が広げられるような素地をつくっていただきたい。
- 各大学、各教員による、ハイフレックス・ハイブリッド教育の質の向上・方法論の進化のための教育開発が、日本の大学の国際化、リカレント教育、大学間連携に活用されることが今後大いに期待される。

(柔軟性の確保)

- オンライン授業は緊急対応から実験段階を経て、これから発展段階に入っていく。学生も社会も教員側も全てが発展途上にある中で、焦ってルールを決めてはいけない。今決めてしまうと、その先の4年後、5年後の変化についていけず、変化を阻害する可能性がある。その代わりに、我々は常に時代から学んでいくこと、イノベーションすることを原則として、我々の総意とすべきと考える。
- 今は過渡期であり厳密にルール化してしまうことに懸念を持っている。柔軟性を残しておくことが、オンライン環境の可能性を今後我々も、大学も発展的に考えていける土壌をつくることになるのではないか。
- 今、我々は状況に非常にとらわれていて、緊急事態宣言等に対応しながら様々な取組が行われていることを忘れてはいけないのではないか。ここでの議論はシステムをつくっていくことなので、長い目で見ながら制度をつくっていくことが必要だし、新しい動きの足かせにならないようにということも大切だろう。
- AR や VR などの XR や実技の組み入れ、キャンパス間の横断、大学間連携、グローバルキャンパスなど多様な教育研究の高度化を支援していく形での制度設計ができるのではないか。それを阻害しないルールづくりが必要。
- 新しい試行錯誤をそれぞれの先生方がやっていって、それで何が起きたかということをお互いに学び合えるような仕組みができるといい。
- 学生の学ぶ自由度と、教員の教育の自由度の両方を上げるための規制緩和について考え

る必要があり、空間、時間の観点から学びの場としての大学の機能を再定義する必要がある。質の保証の問題やその検証は課題として認識したうえで、学生の学びのキャリア形成の多様化のため、60 単位上限や校舎面積等の外形的な基準を再考する必要がある。大学教育の自由度を上げるための規制緩和に際しては、大学教育全体の質が低下しないことが極めて重要であり、同時にセットで、学習成果の可視化、各大学の情報公表などを通じ、オンライン教育によって更に大学教育の質の向上が図られる必要がある。新しく大学を設置する場合には現行の基準を適用して、完成年度以降の様子を見て、緩和の対象とするといったやり方や、既存の大学では、教育の質、定員の充足状況、情報公表の状況といった観点によって、大学の取組の質保証が担保されていることを点検した後、規制緩和の適用対象とするといった工夫ができるのではないかと。

○60 単位上限の現行の運用について、リアルタイムのオンライン授業に関しては通学制の中でも認めるといように柔軟に対応していただく必要があるのではないかと。

○教育形態に関しては提供側の議論だけでなく、例えば学生が海外から自大学の授業を取りに行くといった新しい様態が実現できるような規制緩和は図られるべき。

○60 単位上限については拙速に対応すべきではないが、オンラインに関し、日本の規制の厳しさのために諸外国の大学が日本に参入しないことにはならないような仕組みが重要。また、大学設置基準についても、外国大学が日本で大学教育を行ったり日本の大学と提携したりすることを促すような仕組みづくりを議論したい。

○来年度、再来年度の授業をどうするかということもあり、遠隔授業の在り方については、何らかの形でタイムラインを示して、具体的にできるところからかなりフレキシブルに動けるような体制を作ることが必要。

○他大学のカリキュラムを一部ブレンドしてよりよい大学にしていくということは今後あり得るので、自由にやりやすくしておいた方がいいという観点から、60 単位上限を議論していただきたい。

(オンラインを活用する上での課題)

○オンライン授業の満足度が、全体としては 57% 程度の学生が満足、あるいはどちらかという満足と答えているということは 4 割以上の学生は満足しないということ。この点についてはもう少し大学として留意していく必要があるのではないかと。

○デジタル化と少子高齢化そしてグローバル化という三つの大きな波によって、私たちの大学あるいは大学教育は根本から再定義を迫られている。オンラインが突きつけている問いはそもそも授業とは何なのかということ。少なくとも授業には二つの側面がある。一つは知識や技能を伝えるということ。もう一つは、知的コミュニティー、お互いに一緒に頑張る主体をつくっていくということ。知的コミュニティーをつくるためには一緒に時間を過ごすこと、できれば一緒に空間を共有することが不可欠の要素になってくるので、オンラインだけでは限界がある。オンラインが非常に広がっていく流れの中で、

対面の授業をどうするのがより先鋭に問われてきている。

- 学修者本位の教育の実現の観点からは、個別最適化やメンタルの問題あるいは学習意欲の問題、コーチングの問題、フィードバックの問題などをいかにシステムの中で解決していくかが重要。知識・技能は習得できるが、個人に寄り添った形の学修者本位の教育をどのようにこのオンライン教育の中で実現していくかという視点も必要なのではないか。
- 対面授業の時間割のマネジメント、大学における学びの時間のマネジメントが本当に先生方任せで良いのか。大学がどう時間のマネジメント能力を持っていくのかが、アドミニストレーティブなレベルでは一番の課題であり、その先に対面の授業を実際にどう行っていくのかという問題がある。
- どう授業の質保証や教育効果などを図るかということが非常に大事なので、慎重に議論した方がいい。
- 授業の質保証の基準や仕組みは対面のものが既にあり、基本的にはこれをベースにアップグレードして拡張する。そのときに、ベストミックスな授業形態における、双方向性等の要素を包括した質保証が多面的に検討されるべき。
- 通学制の遠隔授業の制度の柔軟化を検討する場合には、双方向性が担保され得る授業規模や授業運営体制も基準として考える必要がある。
- ハイブリッド型教育の常態化を前提とし、現在の設置基準、特に校地・校舎面積などの物理的空間に関する規制は全面的に見直すべきではないか。その際、校地・校舎については、オンライン教育に対応するデジタル機能、設備が備わっているかどうかを確認することなどが必要ではないか。
- オンラインや対面に問題を限定すると、大学が持っている意義は何かをもう一回考えざるを得ない。対面や学生がキャンパスに来るということを前提に大学は成り立っており、その大学を中心とした、まちや文化が当然あるので、オンラインだけでいいという発想にはとても至れない。オンライン授業やオンデマンド授業が持っている一番大きな意味は、教員相互に、ほかの教員がしていることの情報共有がなされ、学部全体、学科全体のカリキュラムプランが推進されていくことによる大学の教育の質保証である。全ての教員によるハイブリッド型と、大学文化やキャンパス文化を前提とした上で、オンライン授業や対面授業の比率をどうするかを考えることが大事。

(効果検証の必要性等)

- ここ1年半のオンラインやハイブリッドの教育効果もまだ十分に検証されておらず、先生方もまだ熟達していない中で、結論づけるのは拙速・不十分ではないか。大事なのは今後、うまくブレンドしていくこと。
- オンライン教育や授業内容の質保証の在り方については効果検証した後に制度の見直しを進めるべき。

- 現行の 60 単位上限は具体的に何が支障なのかということも明らかにしていけないとすぐに見直しはできない。当面は現行制度を活用しながら、ただ、コロナ禍前に戻るのではなく、検証の意味も含めて、限定的・試行的に、新たな取組を一定程度認めるような仕掛けをしていく。その場合に、学生保護の観点から、遠隔授業の割合の情報公表が重要。それは制度改革が終わった後であっても同じ。
- 今後の実験的な試みのために制度を柔軟に扱う際は、支援を受けている既存のプロジェクトを中心にエビデンスを固めていくことが可能なのではないか。
- オンライン、ハイブリッド、ハイフレックス授業をやれば施設が不要・省略できるという発想は、必ずしも適切ではない。コンピューターを持ってきたり、インタラクティブな議論をしたりというときには、むしろスペースや施設が充実しなければいけない。今の段階でキャンパス環境への条件を緩めるよりは、実験的に幾つかの例でエビデンスを固めてから動いても遅くないのではないか。
- ポストコロナで、オンライン環境を使った新しい教育環境を作るときに、どういうものが支障になるのか、あるいはその質保証のために何を考えるべきか。
- 60 単位上限は卒業条件だが、大学がどれだけオンライン授業にしてもいいのかという議論が混ざり込んでいる。対面の授業を取りたいと思ったら余り展開されていないとか、60 単位以上がオンラインだったおかげで、卒業単位の条件を満たさないみたいなことが起こり得るので、60 単位上限を検討するときにはこの点を考えなくてはいけないのではないか。

(国の関与)

- オンライン授業の効果検証をするに当たって文部科学省は細かく設定をするのではなく、「効果検証が行われていることを質保証でしっかりと見る」と決めればよい。現行の認証評価の基準でも教育方法の適切な組合せに関する評価基準はどの評価団体も持っている。これまでオンライン授業が一般的でなかったときには、効果的な教育方法の組合せを質保証で見るという観点は薄かっただろうが、今後はプログラムとして効果を発揮するための授業方法の組合せや、どう効果測定をしているかということを質保証として求めていくのではないか。
- ポストコロナ時代においては、対面とリモートによるハイブリッド型教育をデファクトスタンダードにすべき。その観点からいうと、対面とオンラインの全ての組合せについて国が考えるというよりは、授業の質を担保するために最低限留意すべき点のみを国が示すことにして、そのほかはカリキュラム・ポリシーやディプロマ・ポリシーを尊重してはどうか。本来各大学がその大学の特徴や学生の性質・特徴を踏まえて創意工夫をすることでより質の高いハイブリッド型教育の実現を目指していくべき。
- 効果検証の進め方は、既存の通学制・通信制の効果検証の知見をまず大事にしながら、コロナ禍で行われたことを踏まえ、ガイドラインを国や評価認証機関が示すとともに、

大学で努力して考えることが必要。

○日本の全大学の DX に関する研究開発や基盤整備の推進・支援をしていく国の組織が必要なのではないか。

○ポストコロナでは、対面とリモートによるハイブリッド型の教育の常態化を目指すべき。そのため、ハイブリッド型の教育プログラムとして教育効果を高める方策を検討すべき。国は、ハイブリッド型による教育の質を担保するために、学生の適切な評価方法の在り方など最低限留意すべき点を示すべき。